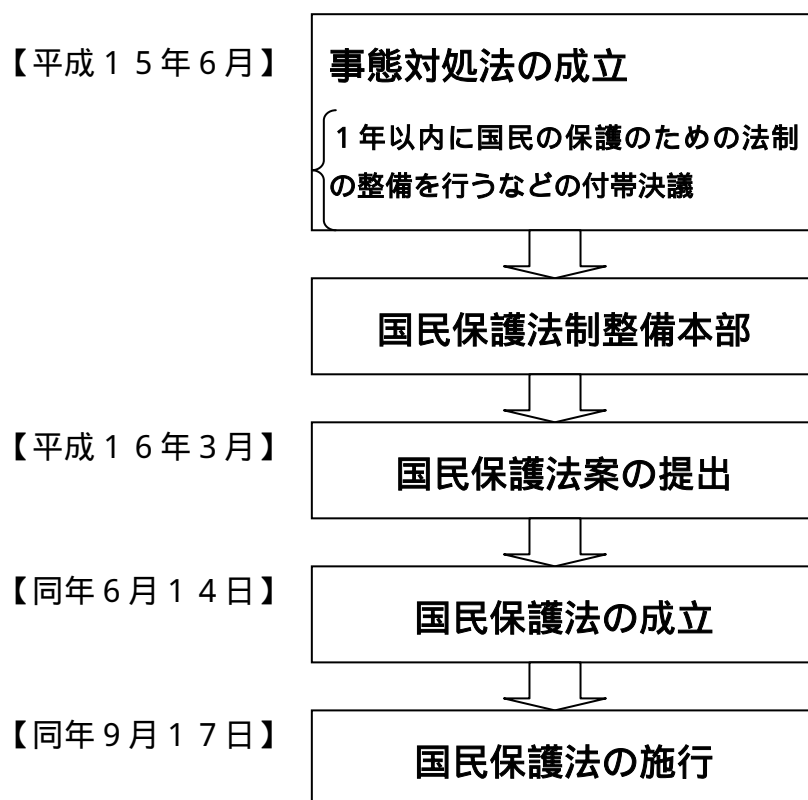


**武力攻撃事態等における国民の保護のための  
措置に関する法律の概要について**

## 1. 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律の成立までの経緯

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（以下「国民保護法」という。）は、武力攻撃事態等におけるわが国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（以下「事態対処法」という。）に基づいて制定されています。

事態対処法などの有事関連三法が、平成15年6月に成立になり、その成立を受けて、国は、国民保護法の作成に向け、国民保護法制整備本部を設置し、国民保護法案の検討に入るとともに都道府県知事との意見交換会などを開催し、平成16年通常国会に提出され、可決・成立し、同年9月17日に施行されました。



【国民保護法の施行により、国民保護計画の作成、国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部の設置、国民保護協議会の設置が必要となる。】

有事関連三法とは、事態対処法、自衛隊法及び防衛庁の職員の給与等に関する法律、安全保障会議設置法の三法。

## 2 . 事態対処法の概要

国民保護法は、有事法制の中核として位置付けられる事態対処法に基づいて制定されています。

事態対処法は、第1章で基本となる事項を定めています。(下図参照)

第2章では、武力攻撃事態等への対処のための手続き等が定められており、武力攻撃事態等への対処に関する基本的な方針(対処基本方針)を定めることや対処基本方針に係る対処措置の実施の推進を行う武力攻撃事態等対策本部(対策本部)の設置などについて定めています。

第3章では、必要となる法制の整備に関する事項を、第4章では、緊急対処事態への対処のための措置などについて定めています。

### 事 態 対 処 法

#### 基 本 理 念

国、地方公共団体等が国民の協力を得つつ、相互に連携協力し、万全の措置が講じられなければならない。

日本国憲法の保障する国民の自由と権利が尊重されなければならない、これに制限が加えられる場合にあっても、その制限は武力攻撃事態等に対処するため必要最小限のものに限られ、かつ、公正かつ適正な手続きの下に行わなければならない。

#### 国 の 責 務

国は、我が国の平和と独立を守り、国及び国民の安全を保つため、武力攻撃事態等において、我が国を防衛し、国土並びに国民の生命、身体及び財産を保護する固有の使命を有することから、基本理念にのっとり、組織及び機能のすべてを挙げて、武力攻撃事態等に対処するとともに、国全体として万全の措置が講じられるようにする責務を有する。

#### 地方公共団体の責務

地方公共団体は、当該地方公共団体の地域並びに当該地方公共団体の住民の生命、身体及び財産を保護する使命を有することにかんがみ、国及び他の地方公共団体その他の機関と相互に協力し、武力攻撃事態等への対処に関し、必要な措置を実施する責務を有する。

## 2.1 武力攻撃事態の想定

事態対処法では、武力攻撃事態を「武力攻撃が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態」と想定しています。

想定している事態は、次のとおりです。

- (1) 地上部隊が上陸する攻撃
- (2) ゲリラ・特殊部隊による攻撃
- (3) 弾道ミサイルによる攻撃
- (4) 航空機による攻撃

## 2.2 緊急対処事態の想定

事態対処法では、緊急対処事態を「武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態」と想定しています。

想定している事態は、次のとおりです。

危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態	原子力発電施設等の破壊
	石油コンビナート、都市ガス貯蔵施設等の爆破
多数の人が集合する施設及び大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態	大規模集客施設、ターミナル駅等の爆破
	新幹線等の爆破
多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態	放射性物質を混入させた爆弾等の爆発による放射能の拡散
	炭疽菌等生物剤の航空機等による大量散布
	市街地等におけるサリン等化学剤の大量散布
	水源地に対する毒素等の混入
破壊の手段として交通機関を用いて攻撃が行われる手段	航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロ

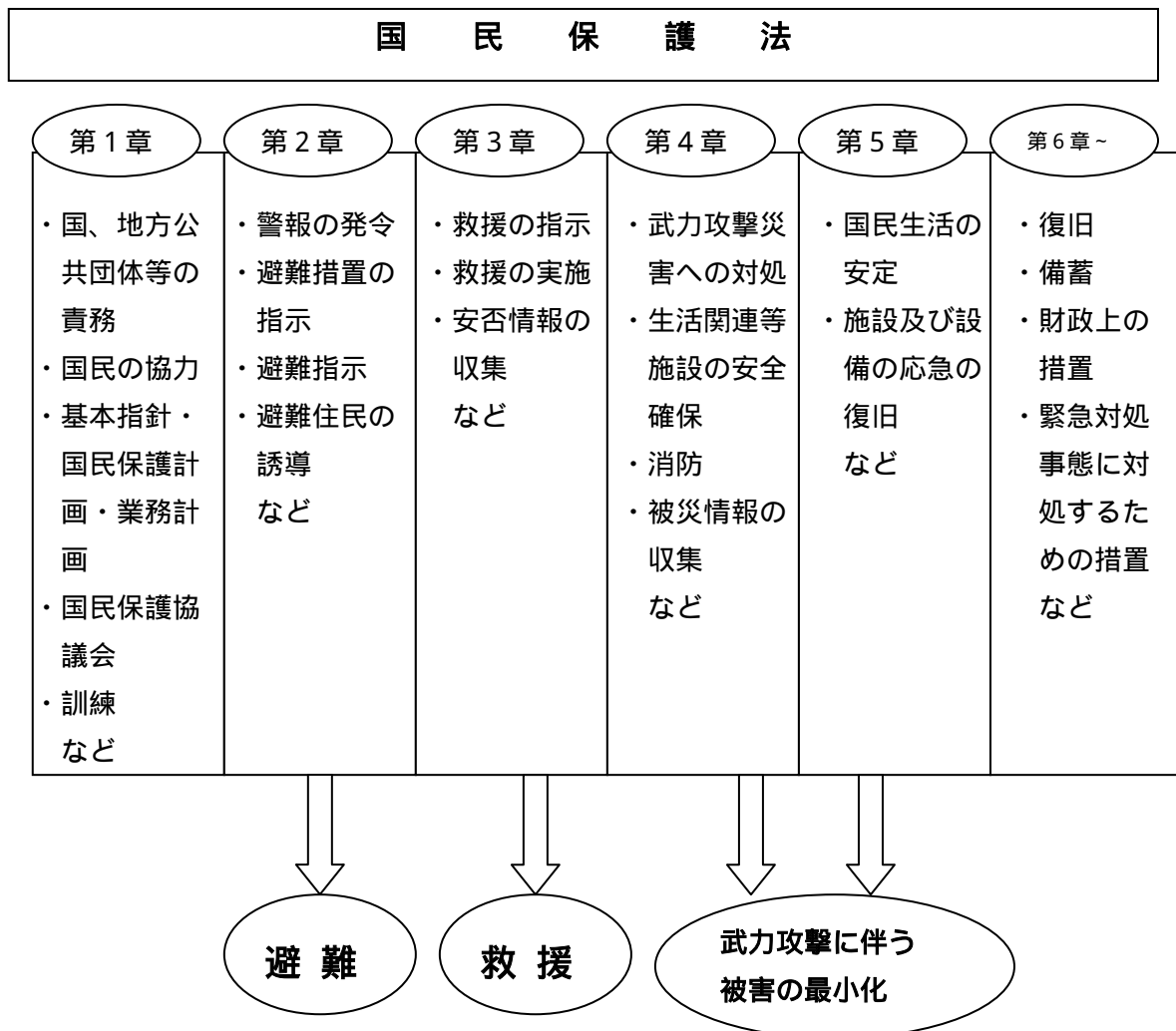
### 3 . 国民保護法の概要と国・地方公共団体の役割

#### 3 . 1 国民保護法の概要

国民保護法では、武力攻撃事態等に備えてあらかじめ政府が定める基本方針、地方公共団体が作成する国民の保護に関する計画（国民保護計画）及び国民保護計画を審議する国民保護協議会並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が作成する国民保護に関する業務計画（国民保護業務計画）などについて規定されています。

また、国民の生命、身体及び財産を武力攻撃事態等から保護するための国や地方公共団体などの重要な役割を「避難」、「救援」、「武力攻撃に伴う被害の最小化」の三つの柱として定められています。

国民保護法の概要は次のとおりです。



### 3.2 避難

日本に対する武力攻撃が迫った場合、国はその情報を把握し、国民に警報を発令します。

また、国は、避難の必要があると認めた場合は、避難措置の実施について都道府県知事に指示を行います。指示を受けた都道府県知事は、市町村長を経由して、住民に対し避難の指示を行います。

市町村長は、消防等を指揮し、避難住民の誘導を行います。

### 3.3 救援

国は、避難した後の住民の生活を救援するため避難先を管轄する都道府県知事に対し、救援に関する措置を講じるよう指示を行います。

なお、都道府県知事は、対策本部からの指示を待ついとまがないときは、指示を待たないで救援を行うことができます。

### 3.4 武力攻撃に伴う被害の最小化

国は、地方公共団体と協力して、武力攻撃に伴う被害ができるだけ小さくするために必要な措置を行います。

国、都道府県、市町村が協力して対処するものは次のとおり想定されます。

- (1) 生活関連施設（原子力発電所、ダム、鉄道施設など）の安全の確保、警備の強化、立入制限などの実施
- (2) 危険物、毒物、劇物、高圧ガスなどの取扱所での製造等の禁止・制限の実施
- (3) 警戒区域の設定を実施。区域内への立入制限及び禁止、退去命令の実施
- (4) 消火、救急及び救助の活動の実施

### 3.5 国民保護に係る主な役割

#### 国の役割

警報の発令

都道府県知事に対する避難措置の指示、救援の指示及び武力攻撃災害への対処に係る指示

生活関連施設等の安全確保、危険物質等に係る武力攻撃災害の発生防止、放射性物質等による汚染の拡大防止などの措置の実施

#### 県の役割

住民に対して避難の指示

避難住民の誘導の支援、救援

緊急通報の発令、退避の指示、警戒区域の設定の実施

武力攻撃災害の防除又は拡大の防止などの措置の実施

#### 村の役割

#### 平素の取組み

国民保護協議会の設置

国民保護計画の策定

研修及び訓練の実施

消防団・自主防災組織の育成・支援 など

#### 事態が生じた場合

警報の伝達

避難住民の誘導

退避の指示、警戒区域の設定等の応急措置

都道府県との役割分担に基づく救援等

安否情報の収集、報告等

## 住民の役割

国民の保護のための措置の実施に関し協力を要請されたときは、必要な協力をするよう努める。

国民への協力要請内容

- ア 避難住民の誘導
- イ 避難住民等の救援、消火、負傷者の搬送
- ウ 被災者への救助

## 指定公共機関、指定地方公共機関の役割

放送事業者による警報等の放送

日本赤十字社による救援への協力

運送事業者による住民・物資の輸送

電気・ガス等の安定供給



### 3.6 一般防災と国民保護の相違

#### 事務区分等

区 分	一般防災	国民保護
事務区分	自治事務	第1号法定受託事務
根拠法令	災害対策基本法	国民保護法
対応する災害	地震、台風等	武力攻撃、テロ
対応の主体	市町村 〔第一義的には市町村だが、災害の規模に応じて都道府県・国が対応〕	国 〔国の指示により地方公共団体が対応〕
情報の流れ	地方から国	国から地方

#### 計画の策定等

区 分	一般防災	国民保護
名 称	地域防災計画	国民保護計画
根拠条文	災害対策基本法第42条	国民保護法第35条
策定主体	防災会議	市町村長
策定（修正）の要件	都道府県への協議	国民保護協議会へ諮問 都道府県へ協議 議会へ報告、公表

#### 会議・協議会等

区 分	一般防災	国民保護
名 称	防災会議	国民保護協議会
設置根拠	災害対策基本法第16条 市町村条例	国民保護法第39条 市町村条例
機 能	実施機関 〔 ・ 地域防災計画の策定 ・ 地域防災計画の実施を推進 ・ 災害に関する情報収集 関係市町村等との連絡調整 〕	諮問機関 〔 ・ 国民保護計画の策定・変更の際に諮問を受ける。 ・ 市町村長の諮問に応じ重要項を審議する。 重要事項に関し市長村長に見 を述べる。 〕

### 対策本部

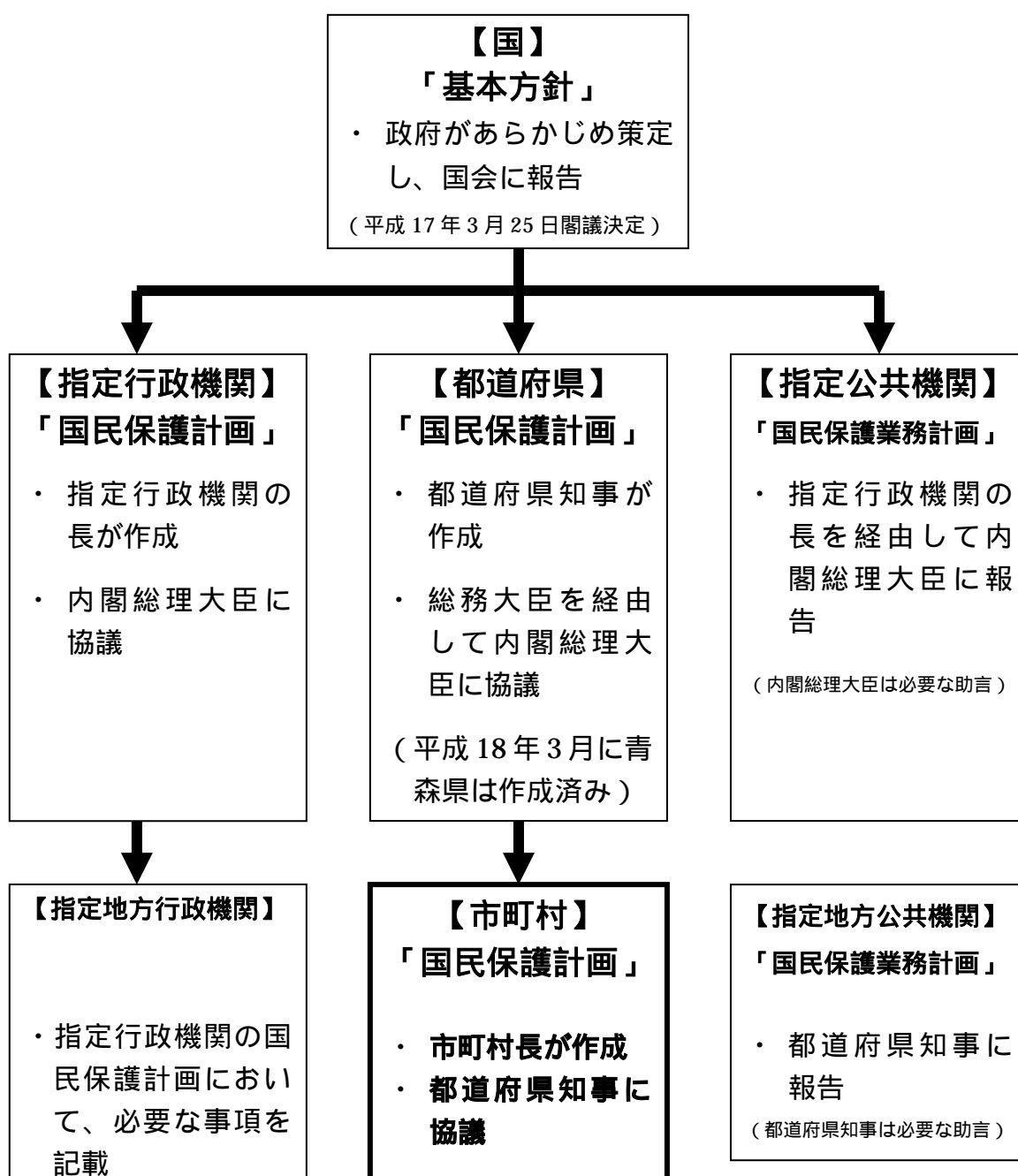
区 分	一般防災	国民保護
設 置	市町村長が設置	国の指定を受けて市町村長が設置
名 称	災害対策本部	国民保護対策本部 緊急対処事態対策本部
設置根拠	災害対策基本法第23条 市町村条例	国民保護法第27条、183条 市町村条例

### 活動内容

区 分		一般防災	国民保護
避 難	指示 解除	市町村長	都道府県知事 (市町村長が避難誘導)
	範囲	当該市町村の区域	当該市町村(県)区域外の場合も あり
	方法	徒 歩	バス・鉄道・船舶等の利用
救 援	実施	市町村長	都道府県知事 (政令指定都市の場合は市長)
	対象	当該市町村民	当該市町村区域外の住民も含む

### 3.7 国民保護に関する基本指針及び国民保護計画等

避難、救援、武力攻撃に伴う被害の最小化の三つの柱は、国や地方公共団体等の大切な役割ですが、武力攻撃事態等において、実際にこれらの国民の保護のための措置を実施することに備えて、あらかじめ、国は基本方針を、地方公共団体は国民保護計画をそれぞれ作成する必要があります。



市町村が作成する国民保護計画は、市町村国民保護協議会に諮問。